

# 經濟論叢

第115卷 第1・2号

---

ナチスの農業綱領	大野英二	1
専門的社會主義農業經營の形成	青木國彦	25
アメリカの對東南アジア援助と工業化論	西口清勝	66
信用割当と銀行行動	古川顯	93
プランテーションの統計的概観	藤岡惇	117

---

昭和50年1・2月

京都大學經濟學會

# 専門的社会主义農業経営の形成

—DDRの場合—

青 木 國 彦

## はじめに

多くの社会主义国が農業の工業的生産方法への移行（農業の工業化）や、農業をめぐる部門間の垂直協業（農工コムプレックス<sup>1)</sup>）の確立・整備、およびそれらに絡まる一連の諸課題を何年か前より実践日程にのせた<sup>2)</sup>。

この過程は必ずしも平坦ではなく、試行錯誤が少なくなく、国により分野により多様でもある。技術的困難も小さくない上に、「社会—経済的」プロセスとしての複雑な諸問題がからむからである。

農業生産を機械制大工業水準に引きあげるこの過程は、政治経済学的には、農業経営を工業経営と同等の権利・義務水準に高める、即ち協同組合的所有止揚の、物質的前提を形成する過程であろう。だが、その重要性にもかかわらず、進行する事象の具体的研究はわが国では多くはない。多くのメルクマールをも

- 1) 「農工コムプレックス」(Аграрно-промышленный комплекс) という言葉には、農業生産と工業生産の発展した有機的結合という国民経済の部門連関の用法と、企業または企業間関係のレベルでの農業生産と工業生産の直接的結合という経営組織論の用法とがある。ソ連では、例えば B. ウメツキーが書いている (B. Умецкий, О связях сельскохозяйственных и перерабатывающих предприятий, «Вопросы экономики» № 8, 1971, стр. 31~32) ように、前者の意味で用いることが多いようである。我々が DDR に則して用いる垂直協業は主として後者の意味である。尚、山内武夫「東ヨーロッパ諸国の農工業複合体」(平田重明編アジア経済研究所刊『東欧の農業生産協同組合』下巻所収) や岡田進「社会主義のもとでの農工関係」(『日ソ経済調査資料』 No. 460, 461) を参照。
- 2) おおむね 1960 年代中頃ないしはそれ以降とされる。ただし、こうした問題がこの時期にはじめて提起されたというわけではない。「共産主義の原理」以来の古典的諸テーゼは別にしても、ソ連において既に 20 年代後半に農工コンビナート論として論議されている (A. A. Ambarzumow, *Ökonomische Beziehungen zwischen Industrie und Landwirtschaft im Sozialismus*, 1973, S. 95 ff. u. a.)。

って語られる農業の工業化(とそれにあつた農工関係)について、我々が特に注目したい側面の1つは生産の集積・専門化である<sup>3)</sup>。それは農業経営の技術的構成の変革であるとともに、経営の社会化水準の向上の端的な表現だと思われるからである。専門化は諸釣合を確保しつつ、しかも幾多の社会—経済的問題を解決しながら進めねばならないために、かなり長期の複雑な過程となる<sup>4)</sup>。

本稿では専門化に主眼をおきながら、上述の一連の過程についての先進的地位にあると思われるDDRの場合の政策・実践プロセスを追跡する。資料の都合や進行中の事態という理由のため、不明または不確定なことが少なくないし、重要な国別比較も果されていないが、事柄のもつ意義やその具体的プロセスの研究の必要性に鑑みて、とりまとめてみる次第である。

SED中央理論誌 *Einheit* は1968年4・5月合併号をマルクス生誕150周年特集とし、その1論文としてSED社会科学研のH. ヴァホヴィッツの論文『カール・マルクスとわが社会主義農業』を載せた。その中で彼は、「生産の一層の集積と専門化、農—食品業という国民経済分野の新たな部門構造の形成のための、我々の条件に最もふさわしい方途を多様な協業的結びつきの形成に見出したことは、わが党の1つの特別の功績であり、創造的な業績である」<sup>5)</sup>と誇った。

「生産手段の発展水準、社会的分業、社会主義的生産諸関係の状態、生産者の社会主義意識の成熟度、計画化・管理制度に依存しながら、いろいろな形態で生起し、異なる程度の組織性を達成する」<sup>6)</sup>とてころの協業諸関係について、我

3) 専門農業経営は加工プロセスの付置をも排除する意味ではない。モルダビアの経験総括ではソブホーズへの加工過程の付置が最も有効な農工協業だという(И. И. Бодюл, Аграрно-промышленное кооперирование и эффективность производства, «Экономическая газета» № 19, май 1973 г.)。

4) ソ連でもそうである(В. Венжер, Социально-экономические проблемы индустриализации сельскохозяйственного производства, «Вопросы экономики» № 8, 1971, стр. 41)。

5) H. Wachowitz, „Karl Marx und unsere sozialistische Landwirtschaft“, *Einheit*, 1968, H. 4-5, S. 480。

6) H. Wirsig, „Kooperation—Hauptkettenglied in unserer Landwirtschaft und Nahrungsgüterwirtschaft“, *Einheit*, 1968, H. 8, S. 974。

々はこれまでに、路線確立過程(論文①)、第9回ドイツ農民会議で確立した協業共同体論(同②)、SED第7回党大会で一応確立した垂直協業政策(同③)、1967年11月のSED3中総以後展開した協業的植物生産(同④)を検討したことがある。ここでは、上述の趣旨に沿って、全体としての協業諸関係がその後(1968年以後)どのように展開したかという事実をフォローする。尚、関連する理論問題の若干については、この間に制定された協業組織体新模範定款をコメントする形で別の機会(論文⑤)に考察してみた。

(注1) 文中で下記関連拙稿<sup>7)</sup>はその文頭の番号で略記する(論文①等々)。

- ①「路線確立期におけるDDR農業の経営間協業」『経済論叢』第112巻第1号。
- ②「協業共同体」同上第112巻第2号。
- ③「垂直協業」同上第112巻第3・4合併号。
- ④「協業的植物生産部」同上第112巻第6号。
- ⑤「協同組合的所有発展のための一方策」『立命館大学人文科学研究科紀要』第21号。

(注2) 主な略語の意味は下記の通りである。

ACZ 農業化学センター	LPG 農業生産協同組合
agra 農業博(共進会)	RLN 農業生産食品業評議会
DDR ドイツ民主共和国	SED ドイツ社会主義統一党
GPG 園芸生産協同組合	VEB 人民所有経営
KAP 協業的植物生産部	VEG 人民所有農場
KOG 協業共同体	ZBE 経営間組織体
KOV 協業連合	ZGE 協同組合間組織体

## I

1968年6月の第10回ドイツ農民会議は、新経済制度の発展としてSED第7

7) 論文①について次のように誤植を訂正する。第2表タイプⅢ平均農地で1960年の518を534に、同1971年の824を838に、第7表作付面積1965年のパールンシュレット…の35を55に、第11表出所のS.28をS.34に、第12表ミルク1966年の67.75を68.75に訂正。また論文③の第4表出所の脚注76を81に訂正。

回党大会(論文②60~61ページ/同③78ページ参照)が打出した「社会主義経済制度」の農業・食品業への具体化,特に,RLN体制と製品別計画化への移行を眼目とした<sup>9)</sup>。

RLN体制は農業と食品業の経営間垂直的直接協業を基礎とする体制であり,垂直協業の現在の最高形態がKOVである(論文②参照)。

KOVの最初の諸事例は食用馬鈴薯・砂糖・肉豚・卵などの分野で agrar 67 に展示された。当時,すでに例のゆきすぎ,「即決裁判」的形成も問題になった<sup>9)</sup>が,しかし,KOV結成,より広く協業チェーンの形成は,農業・食品業全体の工業的な管理・組織への「卓抜した基盤」であり,生産効率の向上と住民の具体的需要への対応とを結合させるもので,「協業の発展が質的に新たな段階に到達する」ことを示している,と意義づけられた<sup>10)</sup>。

第10回農民会議は農業と食品業の経営間直接結合(協業チェーン)を,2・3年間の経験から「非常に有益」と総括し,生産者審議会を基礎に全国的に一層整備することを決めた<sup>11)</sup>。そしてKOV化については,「大消費地への供給のために重要な主要製品について」優先的に,しかも徐々に拡大するということがあった<sup>12)</sup>。すなわち,食用馬鈴薯・果物・野菜・穀物・肉豚・ミルクについてベルリン・ライプツィヒ・ハレ・ローシュトック・マグデブルク・ドレスデン・カールマルクスシュタット等のために。

ただ,同会議における補足報告者 F. ブラウン(論文②97—98ページ参照)は,「直接の商品—貨幣的結びつき(協業チェーン——引用者)の樹立のみが問題なのではない……。むしろKOVにおける統一的再生産過程の合理的形成と多様

8) 第10回農民会議やRLN体制の概略的解説としては, K.-H. Brandt, „Der X. Deutsche Bauernkongreß und die staatliche Leitung der Landwirtschaft und Nahrungsgüterwirtschaft“, *Staat und Recht*, 1968, H. 9 や, 拙稿「東ドイツ農業の計画化・管理制度」(平田編前掲書), などをみよ。

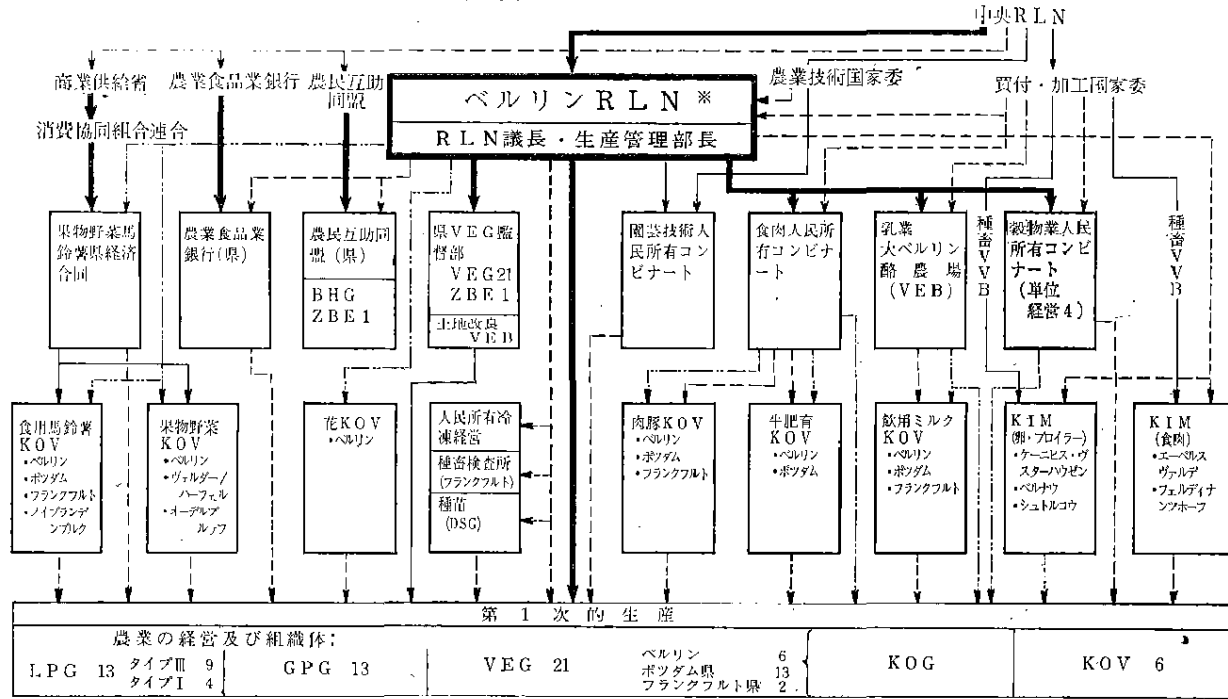
9) W. Ulbricht, *Das ökonomische System des Sozialismus in der Landwirtschaft der DDR 1961—1969*, 1970, S. 449.

10) *Ebenda*, S. 447 f.

11) *X. Deutscher Bauernkongreß, überarbeitetes Protokoll*, 1968, S. 103.

12) *Ebenda*, S. 103 u. S. 164. 傍点—引用者。

第1図 ベルリン食品供給モデル



専門的社会主义農業経営の形成

(29) 29

(注1)  $\longrightarrow$  管理ライン  $\dashrightarrow$  コーディネーション関係  
 $\dashrightarrow$  R L N 議長の委託による指導とコーディネーション

(注2) 準備中を含む略図である。最下段の農業経営数はベルリン R L N 管轄下のそれ (隣接 2 県に所在しても当 R L N の下にある V E G を含む) のみである。(出所) W. Köhn u. a., u. a. O., S. 22.

※県・郡両 R L N の機能を兼ねる

な協業的結びつきの諸長所の活用が重点<sup>13)</sup>だと報告したことに、後述との関連で、留意しておきたい。

特に首都ベルリン（人口約100万人）については最初の食品供給モデルが作成され、その徐々の具体化とともに他の大消費地への経験普及がよびかけられた<sup>14)</sup>。大ベルリン市庁はSED政治局作業グループの指導下に諸省庁・研究機関と協力して、「DDRの首都ベルリンの国家管理モデル」および工業・建設・交通・商業等におけるその部分モデルを立案した。部分モデルの1つが「首都ベルリン住民への近代的供給のための農業生産と食品業の発展のためのモデル」であり、主要食品についての農業と加工工業の関係を主な内容とした<sup>15)</sup>。（第1図参照）

従来のベルリンへの食品供給地域は、屠畜6県61郡、原乳4県24酪農場、食用馬鈴薯5県54郡（約1500経営）、卵・家禽5県34郡のように分散し、不経済が少なくなかった<sup>16)</sup>。これを例えば屠畜では9郡と2KIM（工業的肥育コンビナート）に削減する<sup>17)</sup>といった整備が企図され、その有力手段がKOV形成であった。

ところで、第10回農民会議の垂直協業政策はSED7党大会水準の体制的充実であり、この会議の新展開はむしろ農業経営間協業、その発展方向をめぐる問題にある。DDRにおける社会主義的機械制大農業への道が協業路線としてイメージされてから既に幾年か過ぎていたが、その間につみかさねられた経験をふまえて、この会議は機械制大農業への組織方針を具体的に今日におけるような形態で確立したといえる。以後に若干の曲折があるし、第11回農民会議においてより徹底するが、基本方向はここで確立したとみることができよう。

その内容を同会議最終日のウルブリヒト演説は次のように説明した。科学技

13) *Ebenda*, S. 219. 傍点—引用者。

14) *Ebenda*, S. 164.

15) W. Köhn u. a., „Entwicklung des hocheffektiven Versorgungssystems für das Ballungsgebiet“, *Kooperation*, 1969, H. 1, S. 19 ff.

16) *Ebenda*, S. 21.

17) X. Deutscher ....., a. a. O., S. 164.

術水準の向上によって「生産の社会的組織の根本的な変化」が必要となり、農業の「工業的生産は、農業の個別部門毎に、異なる集積度と協業チェーンにおける特有の連関とを必要とするので、それら（農業内諸部門——引用者）は将来にはもはや古い農業構造の大経営に統合されてはいない。植物生産\*のため、および畜産のいろいろな部門のための相対的にますます独立の大生産単位が徐々に発展する。諸部門の内部では、さらに、それを越えていろいろな生産段階または特定の労働過程のために専門化した生産単位が発達するであろう。そうしたことはすべて、これらの生産諸単位の合目的的連関の進展と結びついている」<sup>18)</sup>。

彼は同会議におけるKOGゲルツィッヒ<sup>19)</sup> 婦人委員会議長 E. ゲッツェの発言を例証とした。彼女は例によって植物生産の先行的發展の必要を述べた上で、「丸がかえの (abgerundet) 経営というブルジョア・イデオロギー」をKOGという形で再現してはならないことを強調した。

「私たちの目的は、社会主義的發展段階に照応した完全に新しい経営性格をもった、専門化し、集積された製品別の協業的生産諸単位です。……経営境界はもはや協業の障害ではありません。専門化し、集積された製品別経営の性格はその生産の基礎が多様な協業的結びつきにもとづいていること」です、云々<sup>20)</sup>。

少し長くなったが、みられる通り、構想された発展方向は、単純協業から「相対的に独立の」専門化した協業的生産へ、である。

18) *Ebenda*, S. 128. 傍点—引用者。このテキストでは\*印の箇所が「生産集積」であるが、文意から誤植と思われるので、別の2つのテキスト (W. Ulbricht, a. a. O., S. 506/*Kooperation*, 1968, H. 7, S. 6) により「植物生産」と訂正した。

19) ハレ県ケーテン郡にある先遣KOG。当初の様相は論文①脚注44の文献を、この頃や最近については X. Deutscher ..... , a. a. O., S. 292 ff. と *Kooperation* 誌の1969年8月、同年10月から翌年2月までの各号、72年6月・10月、73年9月号等所収のレポートをみよ。後述の10中総でも先進良好KOGと評価されたが、本稿でも省略せざるを得ない。

20) X. Deutscher ..... , a. a. O., S. 293. 傍点—引用者。彼女の発言記録にはないが、ウルブリヒトが彼女の発言の引用として述べた中には、「これらの生産諸単位 (製品別の協業的生産諸単位—引用者) は新たな社会主義的経営運営の枠内において、KOG の内部や垂直協業の枠内、またKOGの外でも独立の商品生産者として行動する」(傍点—引用者) という一節もあったことに後論との関連で注意しておきたい。



KOG内の既存諸経営から植物生産が分離されて協業的植物生産(論文④参照)に集中される。既存経営に残る畜産も徐々に、専門部門毎、更にはその生産諸段階毎に協業的生産単位を形成する(ないしは各経営が専門化する)。

かつて第9回農民会議(とそれ以降)では単純な協業諸形態から発展したKOGへという展望であり、発展したKOGは主に部門交換方式によって既存の各参加経営に主要生産部門を形成する(集積・専門化)とイメージされていた(論文②47~51ページ/同④44~47ページその他参照)。しかしここでは、同じく生産の集積・専門化といっても、既存経営を核とするのではなく、殆んどが所謂「百貨店」式に多部門構成である参加諸経営を専門分野別の協業的生産単位に解体・再編統合するという協業的生産方式が主要方策となっている。この変化は畜産の経験から芽生え、協業的植物生産の登場によって決定的となった(論文⑤参照)。

協業関係の深化によって生産を集積・専門化し、そこに生れる専門的生産諸単位はより高い水準の協業——直接的生産連関を基盤とする経営間分業——関係を結ぶ。しかも、従来主にKOG内調整であった集積・専門化がKOG間調整にまでレベルアップしてきた。

しかし、以上の政策には必ずしもまだ明確でない点もあった。例えば第1に、ウルブリヒトの言う「相対的に独立の」ということの意味である。この会議へのエヴァルト報告の定式化は「単純な協業諸形態から植物生産と畜産における高度に専門化した経営への移行」<sup>21)</sup>である。専門的生産単位は、(i)非法人協業組織体(協業部)、(ii)法人協業組織体(独立のZGE/ZBE)、(iii)独立専門経営

21) *Ebenda*, S. 158. 「専門化した(spezialisiert)経営」と類用の用語に「専門経営(Spezialbetrieb)」がある。同義にも用いられるが、後者には、協業による集積・専門化促進のために1967年7月20日の関係評議会決定その他によって導入された範疇として次のような特別な用法もある。穀物・食用馬鈴薯・甜菜等について作付規模・収量・農地 ha 当市場生産量等を基準に当該個別経営またはKOGがその作物を重点作物としているかどうかをRLNが判定し、重点作物にしている場合(これを当該作物の Spezialbetrieb と言う)には価格割増を行なう(だからその作物ないし作物群の単一経営の意味ではない)。Vgl. G. Ewald, „Ökonomische Maßnahmen zur Förderung der Kooperation“, *Kooperation*, 1967, H. 2/X. *Deutscher* ....., a. a. O., S. 162 u. S. 172 f. 本稿ではともに同義に前者の字義通りに用いる。

(四)が協業組織体としての性格を止揚したもの)としてありうる。ウルプリヒトでは少なくとも当面は広く解釈しても(イ)と(四)であろうが、エヴァルトの表現にはそうした限定はみられない。

当時の諸文献でも、またウルプリヒト自身の表現が「相対的にますます独立の」であることからしても、協業的生産方式による集積・専門化は協業的生産単位の参加経営からの経営的独立化傾向と結びつけて理解されていたといえるし、それは論理的には当然といえよう。しかし、この独立化は既存経営——従って農民の既存の生活と意識——の解体の進行であるから、さしあたりの諸条件の下でどの程度に独立—解体させるかは実践的には慎重な判断を要する問題であるはずだろう。

第2に、この時点での実践水準からすればいささか尚早の論評になるかもしれないが、農業の計画化・管理体系上のKOGとその協業評議会の地位や機能の問題である。この頃はひきつづきKOG登録規定(論文④52ページ)が有効であり<sup>22)</sup>、また第10回農民会議は協業的植物生産の組織者・管理者を協業評議会としていた(論文④57～59ページ参照)。協業的生産が発展し、E. ゲッツェが言うようにその「独立の商品生産者として」の機能が強まれば、協業評議会の管理機能に変化が生じうる。発展段階による協業評議会機能の差異が論じられてはいた<sup>23)</sup>が、新たな協業展開にみあった掘下げとは必ずしもいえなかったろう。

## II

集積・専門化は一般的には植物生産のそれが2～3年先行すべきだという(畜産に対して、飼料需要の関係で)<sup>24)</sup>。この年(1968年)の秋には120万haの農地

22) Autorenkollektiv, „Kooperationsbeziehungen—Hauptkettenglied für die Weiterentwicklung der Landwirtschaft und Nahrungsgüterwirtschaft“, *Kooperation*, 1968, H. 5-6, S. 13.

23) *Ebenda*. 尚, 論文④50-51ページ参照。

24) *Ebenda*, S. 12.

がタイプⅢLPG約1300、同Ⅰ約800、VEG125の参加する総計約400の植物生産集団によって耕作されるにいたった<sup>25)</sup>。

発展テンポは実践的には非常に重大な問題である。「共同植物生産は植物生産における協業的結びつきの最高段階であり、より単純な段階によって念入りに、しかも協同組合員と農村労働者自身によって準備されねばならない」、飛躍や図式化が可能だと「信ずることほど有害なことはないだろう」<sup>26)</sup>といった警告がしばしばなされていた。

資金および近代的大型生産手段の供給可能性の問題や、カールド養成を含む技術的諸問題が解決されねばならない。釣合確保のための諸調整、参加経営や農民個人間の利害調整、意識変革がなされねばならない。例えば、従来リスク軽減上不可避とされた総合経営主義の克服、共同技術投入以上に問題になる交替労働・労働転換・居住地と労働地の分離・労働規律の高度化等々、旧来の労働・生活慣習の変革。各農民は変動後の収入・職場・技能資格等に不安をもち、管理者層の一部は地位喪失を心配する。経営間肥料分配の不正がありうるのではという不安。グリュエネベルクによると、KAP発足を翌年にひかえた若干のKOGでは次年度用肥料を購入せずに分配してしまった経営も生じたという(後述『講義』S. 8)。

ところが、1968年11月の農業・食品業関係幹部セミナーにおけるグリュエネベルクの講義<sup>27)</sup>は、かなり強硬なトーンであった。

『講義』(のうちの関係箇所)は、「協業の発展の際に問題なのは慣習の保持、多面的にまとめられた農業経営ではなく、……近代的な専門経営の漸次的発達である」(傍点—原文ゴシック)との立場から、次の如き批判や主張を行なった。

25) 後述(脚注27)の『講義』S. 7。ちなみにこの年の農業経営数はタイプⅢが5759、タイプⅠ・Ⅱが5754、VEGが544で、全国農地は631万haであった(Statistisches Jahrbuch der DDR, 1972)。

26) H. Wachowitz, a. a. O., S. 484 f.

27) G. Grüneberg, „Die weiteren Aufgaben zur Durchführung der Beschlüsse des VII. Parteitagés der SED und des X. Deutschen Bauernkongresses“, *Kooperation*, 1969, H. 1, S. 2 ff. 以下『講義』とする。

以上<sup>28)</sup>の中では、集積・専門化に際して直面する問題点——それ自体は必然的または正当な——の一端が、発展テンポを相当高めようという判断に沿った形で提起されている。むろん彼は性急さへの歯止めも随所に語ってはいた。さらに、(6) 社会主義的民主主義は「進歩したが、現在の形態と可能性はまだ不十分である」。特に形式主義が少なくなく、「重大な侵害」もある。例えば組合員総会の軽視、幹部の独断先行。幹部が「不快な問題をも勤労者に公然と提起する精神」に欠け、「政治・イデオロギー教育活動を回避し、一面的に指令や経済的テコによって管理しようとする」ことに原因がある。政治的および専門的知識と情報の普及によって勤労者の「判断・決定能力を著しく高め」よ、と。

しかし、こうした組織方針はふさわしい政策とテンポ設定が伴わねば空文句になりうる。下部機関はほとんど一本調子に、あるいは民主・漸進・多様のゆとりなしに推進することになりかねない。

講義の数日前の *Neues Deutschland* はKOGプラートのDDR創建20周年記念社会主義競争のよびかけを伝えた。このKOGはシュヴェーリン市に近く、同市への食用馬鈴薯供給を主要作目とし、協業的馬鈴薯生産を行なうとともに、食用馬鈴薯KOVに入っていた<sup>29)</sup>。

グリューネベルクはすぐにこのよびかけへの呼応運動を促した(『講義』S. 12)。プラートのよびかけは馬鈴薯生産の集積とKOV活動の深化を中心内容としていた<sup>30)</sup>が、「共和国の全県から1000倍のエコー」を得、例えば *Kooperation* 誌

28) 協業論に限っても、ほかにKOVの位置付け・機能や、KOVと生産者審議会との関係(最終生産者が後者を軽視する傾向)等への言及がある(これらの問題は論文③参照)。いまひとつ留意したいのはハレ・ザレ果物KOV(論文③脚注65参照)への批判である。ここは先進ではあるが、その『自由なパートナー選択』原理は「社会主義経済制度と農業・食品業再生産過程の統一的な計画化・管理への必要な歩みと両立せず」、KOV本来の目的に矛盾すると批判された。自由選択原理とは、参加経営はKOVを通じて出荷する権利をもつが、独自にパートナーを選んで販売することもできる(但し、後者についてのKOVへの通知義務をもつ)ということのようである。

29) Vgl. „KOG Plate: Chronisten des besseren Rechnens und Wirtschaftens“, *Kooperation*, 1969, H. 10, S. 17ff.

30) *Kooperation*, 1968, H. 12, S. 1.

(1) 漸進・民主・多様等の原則を守りつつも「……重点は……協業的植物生産の形成にあ」り、そのための「最良の経験をもっともっと強く一般化」せよ(傍点一引用者)。

(2) 一部にはKOG規模の専門化もなされているが、先進を含む若干のKOGは植物生産—飼料—畜産におけるKOGアウタルキー的な意味での「古い bürgerlich な経営運営論」を固持し、「かつての『小百貨店』」をKOGレベルに再現している。それは単なる大型合併と同じことになり、国民経済的最適への背反となりうる。

(3) そうした主観的な集積・専門化の「主要原因は、現在のところRLNと最終生産者がKOGの発展に十分影響していないことである」(傍点一引用者)。「下からの発展」という党の方針を楯に必要な指導性をも回避している。

(4) 専門化は専門単位間連関の増大であり、従ってKOVと最終生産者が生産・販売チェーンの形成によって専門農業経営の意識的発達に影響することが重要である。KOVの意義は浸透しつつあるが、しかし「その発展は県によってはなはだ異なり」、「多くの連合ではKOVの影響力や最終生産者の機能の行使があまりにゆっくりとしか発展していない」(傍点一引用者)。付記すれば、ゆっくりすぎるといふ彼の判断の基準は「大消費地の必要」であり、その基準からは、第10回農民会議が徐々に実現するとしたベルリンモデルさえ早くも不十分であり、さらに「数週間前に諸県会議が可決した諸予測はすでに今ではもはや十分なものと考えられるべきではない」とまで述べた。朝令暮改的テンポアップの感さえ生ずる。生産者(農民)側の条件の考察が欠ければ、例の性急さへの陥穽になりかねない。

(5) 最終生産者自身が「主観的」にパートナーを求め、「協同組合にとりえるために互いに鎬を削り」、農業経営が短期間にいくつもの異なる専門化方向の「勧告」をうける状況が部分的にみられる。RLN等国家機関の問題であり、「協業および生産の集積・専門化、立地配分の過程」の「国家的な計画化と管理」の強化、中央RLNによる全国的構造決定が必要である。

も編集内容によるこの運動への参加を表明した<sup>31)</sup>。その際に同誌編集部が掲げた重点の第1は「ある製品の第一次の生産者から最終生産者までの生産の統一的な計画化と管理 (KÖVにおける……協力……の事例)」<sup>32)</sup>であった。

こうして急速な高揚がおとずれたかにみえた。が、やはり現場では相当の無理があったようである。1969年春、ハレ県ザンゲルハウゼン郡のあるLPGの党書記らがSEDハレ県機関紙 *Freiheit* に投書し、4月23日付 *Neues Deutschland* にも転載された。それは、要するに、共同技術投入等々という「中途半端な」ことは無意味であり、ただちに完全に協業的植物生産へ移れ、という郡当局の画一的行政的オリエンテーションへの批判であった<sup>33)</sup>。

この手紙こそ協業路線確立以後最大のいわば調整期の開始を告げるものであった。総括と調整方向を明かにしたのは4月28・29日のSED10中総であり、それをうけた中央RLN第6回会議である。調整内容を両会議の文献<sup>34)</sup>やそのキャンペーン文献<sup>35)</sup>によって検討したい。

31) „In unserer gemeinsamen Sache“, *Kooperation*, 1969, H. 1, S. 1.

32) *Ebenda*. 傍点一引用者。

33) *Neues Deutschland*, 23. 4. 1969, S. 3. 彼らは3月末のザンゲルハウゼン郡RLNの会議の席上で投書しようという気持になったという。その席では、同郡の11KOG中6KOGがその春から協業的植物生産の開始を予定しており、他の3KOGも早晚移行するが、残る2KOGは「優柔不断にも」共同投入にとどまる、云々との報告がなされたという。他方、この組合員には、KAPは弱体LPGの優良LPGへの吸収合併のための暫定手段ではないかとの不安が強かったという。尚、ウルブリヒトは、党の基礎組織からこうした批判がなされたことを組合員大衆との結合の証左として高く評価した(後述 ⑩ S. 11)。

34) 以下では10中総へのホーネッカーによる政治局報告 (*Kooperation*, 1969, H. 5-6, S. 2f. に要旨所収) を⑩、同ウルブリヒト結語 (W. Ulbricht, *Zu einigen aktuellen Problemen*, 1969) を⑪、中央RLN第6回会議でのエヴァルト報告 (G. Ewald, „Die schöpferische Initiative der Genossenschaftsbäuerinnen und -bauern voll entfalten“, *Kooperation*, 1969, H. 5-6, S. 17 ff.) とグリューネベルク演説 (C. Grüneberg, „Genossenschaftliche Demokratie breit entwickeln“, *Kooperation*, 1969, H. 5-6, S. 27 ff.) とを各々⑫、⑬とする。引用はカッコ内のテキストによる。

35) そのうちの中心文献として、Kollektiv unter Leitung von B. Kiesler, „Die genossenschaftliche Demokratie und das Zusammenwirken der LPG in KOG“, *Einheit*, 1969, H. 8, S. 953 ff. をとりあげ、⑭とする。本稿では直接引用する機会がなかったが、次の文献も参考になった。Autorenkollektiv (E. Krauß, W. Alms u. a.), „Der Leninsche Genossenschaftsplan und das sozialistische Agrarrecht in der DDR“, *Staat und Recht*, 1970, H. 4, S. 590 ff.

## III

詳しい具体的状況はわからないが、10中総とその関連文献によれば、次のような事態であった。「性急な」上級機関（直接には郡レベル）が具体的条件を考慮することなしに行政的に——「参謀本部の地図を扱う軍司令部の如くに」（㉔ S. 27）——郡を幾つかの協業地域に区分し、また「すべてか、無か！」的に、すなわち「中途半端」な協業諸形態をとびこして高度な協業水準——協業的植物生産——をおしつけ、LPGやKOGの幹部も組合員大衆との事前審議をすることなしに実行し、「既成事実化」してしまう、等々。

協同組合民主主義——10中総から始まるキャンペーンの用語でいえば、レーニンの協同組合計画——からの逸脱は、「もはや忍耐されえない」（㉔ S. 28）ほどであったという。

垂直協業についても「契約的結びつきによって規定されるのではなく、行政的措置によって最終生産者がKOVという偽装の下に協同組合の再生産過程に干渉し、LPGに禁治産宣告を下すようなKOV形成」があった（㉔ S. 28）。この面ではとりわけ「以前のVEAB（人民所有調達買付経営）のいろいろな買付機関」のメンバーが問題になった（同前）。

こうした逸脱は地方的には、中央がとりあげて批判したものだけでも、過去にも例がある。だが、今回の事態は1地方の現象ではなく、全国的現象であり、さらに中央レベルの自己批判をも含む深刻なものであった。グリュエネベルクは、第7回党大会と第10回農民会議の方針の歪曲を適時に正さなかったという意味においてであるが、自己を含む中央RLNの責任を問うた（㉔ S. 29）。ウルブリヒトは *Einheit*——具体的には1969年4月号所収のH. ヴィルジッヒ論文——や *Neue Deutsche Bauernzeitung* を、グリュエネベルクは農産物買付加工国家委員会とその雑誌 *Agroforum* の幾つかの記事や論文を槍玉にあげた（㉕ S. 12/㉔ S. 28）。

10中総はこうした逸脱を強く批判し、「発展テンポを所与の諸条件に合致す

るように形成するというわが党の認識を強めた」(◎ S. 956, 傍点—引用者)。とりわけ、「その時々の農民の意識状況との矛盾を生じさせないように」漸進的かつ多様(差別的)に、農民自身の準備によって、という原則の再確認である(同前)。

垂直協業の面からみれば、KOV評議会にもKOV全権代表者会議(全権代)、あるいは生産者審議会にも多くのLPG代表がおり、それらの議長は通例LPG代表である(論文◎90ページ参照)。にもかかわらず何故上述の事態が生じたのだろうか。ひとつは、元来最終生産者の経済的地位が高く設定され、KOVの業務責任も担っている(論文◎参照)ことから生じうる可能性である。最終生産者は、消費者との距離が近いがゆえに、農業についての「全社会的利益を計る課題」(『講義』S. 10)をもち、農業生産諸指標の大部分が最終生産者におろされるのであり、RLNと農業生産者のコントロールのもととはいえ、最終生産者には農業経営への物質的刺戟機能が付与されている。これが農業経営の従属化にいたる可能性は小さくはないだろう。

いまひとつは、幹部と組合員大衆の間には固定的分業が存在し、前者の多くは現場における労働からは離れていることである。だからこそ民主主義が必要になるのだが、こうした事情の下で強力なキャンペーンがなされると、下からのコントロールが空洞化し(あるいは内向し)、LPG幹部は「上を向いて」行動・思考し、「指導性」が圧倒する可能性がある。

そうした潜在的可能性を現実化させたのが前述のKOGプレーテのよびかけへの呼応運動であったといえよう。「プレーテ……のイニシアチブは絶対に正しい」、「しかし我々」中央がそれをステップに行なったプレス・キャンペーンは「正しくなかった」(◎ S. 29)。何故なら、全国的には「LPGの20%は契約によってあれこれのKOVと一度も結びついたことがない」という現実にもかかわらず、「KOVが社会主義競争のトップにおかれ」<sup>36)</sup>、KOVへの参加が

36) このあと彼は「しかも食用馬鈴薯協業チェーンにおいてである」と続けた。これは後述の国民経済的可能性の問題にもかかわっている。



「全LPGへの競争よびかけの規準とされた」、従って「はじめからLPGのかなりの部分を社会主義競争から排除」することになった(同前)——というよりも、条件が不足しているところへ一挙に高水準の「よびかけ」をしたために下部では行政的方法になったといえよう——からである。

「わが党の諸決定においては、どのLPGも同じようにKOVに参加しなければならないというようなことはどこでも断じて強調も定式化もされていなかった」(同前)。

食品工業経営への農業経営の従属を回避するために同一地域内の食品工業内部に競争関係を導入し、農業経営にとっての選択の自由を確保するという方策がハンガリーでは考えられている<sup>37)</sup>。しかしDDRは事態の原因を食品工業独占そのものとはみずに、議長権を農業経営に与えた合議制とでもいうべきものと農業経営の契約権の確保その他を内容とする既定の方策(論文③参照)を維持し、事態を発展テンポの是正(前提条件およびKOV機能の整備)と農業経営の地位についてのイデオロギー教育によって解決することを基本とした。

ところで、こうした事態に関連する論点の1つは水平協業と垂直協業の関係である。垂直協業についての中心的論者の1人であるH. ヴィルジヒがこの頃、グリューネベルクの「講義」を整理・展開したと我々には読みとれる論文<sup>38)</sup>を発表した。

そこにおいて彼は、(1)農業経営の専門化と集積の飛躍——KOG内経営間作目交換はむろん不十分だが、さらに協業的植物生産への移行だけでなく、そこでの作目削減、また畜産では部門別かつ生産段階別専門化が必要——、(2)専門農業経営から最終生産者までの分業諸段階を結ぶ製品別生産システムの形成、(3)各製品別生産システムの農-食品業内諸部門(例えば乳業・食肉業・穀物業など)

37) L. Kömlö, „The industrialization and integration of agriculture in a socialist country“, *Acta Oeconomica*, Vol. 10, Nr. 1, p. 76.

38) H. Wirsig, „Vertikale Kooperation in unserer Land- und Nahrungsgüterwirtschaft“, *Einheit*, 1969, H. 4, S. 465 ff. ウルブリヒトが10中総で楡玉にあげた *Einheit* の当該箇所はこの論文の一節(S. 473)である。

への統合、を基本課題として設定した。これらの課題の解決のためには「協業チェーンの不断の改善、専門化した生産単位の形成への決定的なイムパルスがKOVから発せられねばならない。KOVの意義が増大する……。そのためには、KOVとKOGの発展がしばしば互いに孤立的であることを急速に克服することが必要である。KOVには……生産（農業生産—引用者）の集積と専門化の過程に必要なオリエンテーションを与えるという課題が生ずる」（傍点—引用者）という主張であった。

彼自身も民主・漸進・多様を強調しつつも、「必要な条件の形成に際しての躊躇は許されない」として、ウルプリヒトの言葉を借りれば「まっしぐらに垂直協業へとむかう」（⑩ S. 12）ような、垂直協業視点を重点とした水平協業——農業経営間の単純協業と分業的協業——論を展開した。

農業経営自体の具体的条件・発展論理と、合理的・効率的生産体制、特に垂直直関のそれとをうまくかみあわせることはなかなかむづかしい。垂直協業が本格化しはじめた頃のヴィルジッヒ論文は、水平協業と垂直協業を相互依存関係とみつつも、どちらかといえば前者先行論であったと思われる<sup>39)</sup>。ウルプリヒトも「KOGへの移行によって屠殺場や加工経営に対する新たな経済的結びつきの発展のための基礎が形成される」<sup>40)</sup>と関連づけていた。

生産の集積・専門化をめぐって水平協業と垂直協業は相互依存関係にある。だから垂直協業によって農業生産の集積・専門化をはかる側面もあるが、農業上の諸釣合の確保と農業経営の立遅れた諸事情を考慮すれば、やはり、水平協業によって農業生産の集積・専門化をはかり、その到達水準が垂直協業の発展水準を規定するという関係が主たる側面であろう。むろん、水平協業のいかなる発展段階も、それ相応の垂直的コーディネーションを要する。

かつて、SED中央委員会農業部のクリューゲルが、「水平協業的結びつき

39) Vgl. H. Wirsig, „Die komplexe sozialistische Rationalisierung und die Kooperationsbeziehungen in der Landwirtschaft der DDR“, *Wirtschaftswissenschaft*, 1966, H. 11, S. 1810 ff.

40) W. Ulbricht, *Das ökonomische ……*, a. a. O., S. 463. 傍点—引用者。

の第一次的役割をあまりに断固として (scharf) 強調することは誤りである」とし、具体的には、タイプ I L P G が「『古典的な』意味でタイプ II を経てタイプ III へと」発展するのではなく、最終生産者との契約関係による「特定部門への専門化によって新たな光景が生じうる」という興味深い場合を例示したことがある<sup>41)</sup>。

しかし、垂直協業をはっきり重点とした論調は問題のこの時期になって出てきたものである。しかも、さらにエスカレートして、「農-食品業という偽装の下に、いわば農業……を第二義的なものと考え」「結局は『食品業について』しか書かれず、協業チェーンしか論じられないこと」になり、「重要な国民経済部門としては農業が消えてしまう」ような論調になったという (© S. 28)。

このことは産業部門編成の展望にかかわる興味深い問題でもある。早くから農業と食品工・商業とを一括して「食品業」という国民経済部門の形成とする見解または用語があった<sup>42)</sup>。ヴァホヴォッツのさきの論文は次のように解していた。「農業は——工業においてそうであったのに類似して——展望においては、農業用生産手段生産工業との連関を増すだけでなく、「相対的に独自の諸部門 (植物生産においては土地豊度の重要性ゆえに部門グループ) に分化してゆき、その諸部門は照応する加工組織と緊密に結びつき、そうして例えば乳業 (酪農場から乳牛飼養・若令牛育成まで) というような新しい諸部門が発生する……。二重生産 (例えば乳牛飼養におけるミルク生産と食肉生産) のゆえにこれらの諸部門は『純粹に』は形成されえず、互いに連関するだろう。しかし、こうした途上で農-食品業という国民経済分野が形成され、いつか後には、もはや工業と農業という区分ではなく、何よりもまず食品生産諸部門の区別が本質的であろう。それが農業と食品業の工業的な組織と管理への移行の客観的基礎であり、

41) „Kolloquium über die Probleme der Entwicklung der gesellschaftlichen Organisation der Produktion in der Landwirtschaft der DDR“, *Wirtschaftswissenschaft*, 1967, H. 4, S. 667.

42) 例えば論文②65ページ参照。また *Staat und Recht* 1967年4月号に寄せたエヴァルトの論文の表題『食品業の複合的科学的指導』における「食品業」とは農業を含んだ意味であった。

他面ではそうした組織と管理がこうした部門構造の形成を促進するだろう<sup>43)</sup>。

元来は「展望」の問題として語られていたのだが、垂直連関一辺倒の論調の中では未形成の部門構成を既存の如く扱い、現存する農業としての特殊性を軽視する立論になったといえよう。

#### IV

10中総は、現発展段階の重点はKOGにあるとし、KOVの強調は逸脱であり、KOGが協業評議会という統一的な準管理機関をもつ共同体であるのに対して、KOVは諸経営の契約的結合であるという区別<sup>44)</sup>を強調した(㊦ S. 12 f./㊧ S. 23 f./㊨ S. 31/㊩ S. 963 f.)。

とはいえもちろんKOV化政策の取消ではない。大消費地向けに重要な比重をもつKOVを発展させるという方針を維持し、KOVは全LPGをただちに結集対象とするものではなく、専門化の進んだ——すなわちKOGにおける協業関係が発展した——農業経営を対象とするという位置付けをおこなった(にもどった)(㊦ S. 3/㊩ S. 963 f.)。一般には当面は生産者審議会水準が考えられ、KOV化は「長く続くプロセス」とされた(㊩ S. 963)。

急速なKOV形成は、協同組合の発展段階の問題に加えて、国民経済的投資能力によっても制限を受けた。例えば食用馬鈴薯KOVに不可欠の貯蔵庫は年間30ヶ所程度しか建設できない等(㊧ S. 30)。

KOVの内部について参加経営の独立性と同権性の順守、農業経営の地位の向上などが強調された(㊧ S. 23 f./㊩ S. 963) ことはいうまでもない。

現段階の重点とされたKOG的結集の発展についても、当面の目標が手直しされた。その1つは、「主要生産部門の独立化」をめぐる問題である。ここに

43) H. Wachowitz, a. a. O., S. 479. 傍点—引用者。

44) もっともKOV自体も経済契約関係を越えた組織形態であり(論文⑧参照)、この区別の意味は組織性格の差異と農業経営構造の再編にとってのあるべき影響能力の高低を表現したものと思う。但し、以後何年間か「開店休業」になったKOVもあり、KOVを名乗っていても内実は経済契約に後退した場合もある。

言う主要生産部門は協業的生産としてのそれを意味する。

10中総における結語の中でウルブリヒトは「多くの同志たちは……KOGの主要生産諸部門が独立の経営に発展する……という意見である。しかし」第10回農民会議での「私の演説における定式化は、主要生産諸部門は相対的に独立の諸単位だということであって、「主要生産部門の課題を実行するかぎりでは独立の単位だが、管理はLPG模範定款にのっとって」LPG幹部会や同組合員総会の決定の下になされるのである、と述べた(⑩ S. 13. 傍点・原文ゴシック)。どういうことだろうか。

KOGプラーテの協業的馬鈴薯生産責任者 G. シューマンのSED第8回党大会(1971年6月)における発言によれば、当初(つまり問題のこの時期)は馬鈴薯生産をある種の法人協業組織体として組織・管理し、そのために参加LPGの責任性が著しく弱まり、また生産物配分における不適切さが生じた、という<sup>45)</sup>。

問題にされた「独立化」には、このプラーテの場合のように、協業的植物生産を法人化した独立のZBE/ZGEとして組織する場合も含まれうるといえよう。だが、より典型的には、KOGパールシュテットの実践をどう位置付けるかが問われたのである。ここは、たとえ法人化していてもなお諸経営の協業組織であるところのZBE/ZGEの段階をも踏み越えたからである。

KOGパールシュテットは、これまでにもしばしばとりあげた(論文①～⑥各所)ように、DDR農業の最先進協業地域であり、「共和国最高の生産記録をもつ」(③ S. 30)ところである。ここに1969年1月1日、協業的植物生産の発展したものとして、「他のどんな協同組合とも同様に法律的に独立の経営である」ところの「植物生産専門協同組合」が発足した。当然KOGの他のLPG・VEGは畜産の部門別専門LPG・VEGとして再編成された(後述参照)。

この、いわば突出を *Neues Deutschland* 自身もはじめは積極的に報道した<sup>46)</sup>。

45) *Neues Deutschland*, 18. 6. 1971, S. 7.

46) *Neues Deutschland*, 27. 3. 1969, S. 5 u. 11. 4. 1969, S. 3.

しかも同紙は、KOGノイホラント(論文④参照)のF.ドルンらの、この報道は「我々にとって興味深かった。我々も……近いうちにそのような独立の経営を設立するつもりである」との決意を紹介したりもした<sup>47)</sup>。

しかし10中総は、パールシュテットのような独立化は「LPG模範定款に一致しない諸条件の形成」(③ S. 30)であり、それを全国的に積極的に位置づけることは「現在の……発展段階」の「とびこえ」であり、「他の……KOGの発展が阻害される……だろう」(⑩ S. 13)とみた。ただ注意しておきたいのは、独立専門経営化がパールシュテット自身の発展段階にとっても「とびこえ」であったという言い方では必ずしもなかったことである。事実、当KOGの経営形態は以後もそのままであり、後退措置はとらなかった<sup>48)</sup>。「一定の条件の下では」中央の「決定をのりこえるKOGが存在しうる」(⑩ S. 13)し、「発展は新たな問題を投げかけるものだ。……単純にパールシュテットは誤りをおかした、とはいえない」、中央「が適時に新たな問題の解決の提案をせねばならなかったのである」(③ S. 30)。

独立化傾向に歯止めをかけた10中総はボブリッチタール方式を協業的生産についての当面の全国的水準にふさわしい方式とみた。何故か。「主要生産諸部門が協業共同体(厳密には非法人協業組織の意味だろう——引用者)の枠内にある。LPG(既存のそれ——引用者)幹部会や組合員総会が決定している」(⑩ S. 14)からである。そのため agra 69 におけるボブリッチタールの展示は、前年の呼び物ノイホラントの3.6万人(論文④53ページ)を上まわる5万人の参観者を得たという<sup>49)</sup>。

協業的生産の展開一転回として既存LPGを分野別に解体し各々を独立経営として再編統合するという方策は、少くとも当面の水準としては否定され、あ

47) *Neues Deutschland*, 11. 4. 1969, S. 3. この記事ではKAPノイホラントの従業者は340人である(論文④53ページに対比)。

48) プラーテの場合は、独立化水準がパールシュテットほどではないが、実際の弊害に直面して後退措置をとった。

49) W. Eberle u. a., „KOG Bobritzschal: Probleme der Planung und Leitung in der gemeinsamen Arbeit“, *Kooperation*, 1969, H. 9, S. 8.

くまで現存のLPGが基本であり(⑩ S. 2f./⑪ S. 20/⑫ S. 956ff. 等), しかも協業的生産もポブリッチタール水準のそれにせよというのである。同じく協業的生産といっても, いくつかの発展段階があることは, 協業的・植物生産について論文④で詳論したが, ポブリッチタールの特徴は, 協業的生産の自立化程度が低く参加経営の強い統制下にある(具体的には論文④参照)ことである<sup>50)</sup>。

だから同時に, KOG的協業の発展を重点とするといっても, それは垂直協業に対比してのことであって, 協業評議会の直接的管理機能を強めるという意味ではない。むしろ逆であった。農業経営「間の協業はどんなものでもKOGという法形態をとるわけではない……。それが統一的民主的管理の下にある場合にはじめて共同体となる」<sup>51)</sup>のではあるが, あくまで参加LPG組合員総会が最高機関であり, 協業評議会には指令権はなく, その決定・勧告は参加経営の批准後にはじめて拘束力をもつという側面がこの時期の強調点となった<sup>52)</sup>。

その意味では協業評議会の主要機能はコーディネーション機能となる。但し, 協業的生産の独立化も協業評議会の主な機能を発展計画化・コーディネーションとしてゆくが, それとは異なる含意であることはいうまでもない。ここで含意は協業諸関係に対する参加経営の直接的管理・統制の強化である。「KOGは協同組合の上に; またはそれと並んで立つ組織(Gebilde)ではなく, 協同組合集団の共同体活動の安定した形態である」<sup>53)</sup>。

KOG内の個々の協業的生産の直接的管理への参加経営の参加・統制を強めるためには, 個別的にも評議会(例えば植物生産評議会)を設けることが多くなった<sup>54)</sup>。

50) 従って, この時期には, 協定価格はコストカバー型, 諸ファンドは参加LPGへのためおき方式が強調された(⑬ S. 23/Vgl. E. Burghardt u. a., „Die Stellung der LPG in der KOG“, *Kooperation*, 1969, H. 7, S. 43)。

51) *Sozialistische Wirtschaftsentwicklung und Recht*, 1967, S. 206. 傍点—引用者。

52) Vgl. E. Burghardt u. a., *a. a. O.*

53) *Ebenda.*

54) もっとも, このことはKOG内の各協業的生産が各々に固有の管理体制をもつことでもあり, その後の発展の中では, 特に, 組合員総会→植物生産評議会→KAP責任者といった形での権限委託の進行によって, 協業組織体の独立化の体制的基盤に転化した(論文④57-60ページ, 論文⑤参照)。

ところで事態の発端の投書の如く、協業的生産の独立化傾向だけでなく、協業的生産への一面的方向づけそのものが戒められ、単純な形態の協業の意義が再び強調された。ちなみに、SED12中総(1969年12月)でもエヴァルトは「協業的協力の単純な諸形態……が、現在の発展段階に応じて、中心点にある」と規定した<sup>55)</sup>。

## V

さて10中総は、以上の反省の上に、(1)協同組合農民の社会主义的自覚とインシァチブの促進、(2)KOGにおいて自由意志的に協力するLPGの協力の、耕種生産と牧草地運用において優先的な、単純な諸形態から協業的植物生産までの多様な形態の発展、(3)大消費地への供給に大きな比重をもつKOVの発展、を「主要方向」と定め、「KOGをその全多様性において発展させる」のであり、「協業を技術的一組織的立場からのみ考えるのは誤りであって、いろいろな利害や問題をかかえた人間こそ我々の注意の中心にある」べきだということを強調した(⑩ S. 2 f.)。

みられる通り、基本方針の変更はなく、当面の目標を引下げ、徐行テンポにしたものであった。換言すれば、調整期を経て条件が整えば10中総水準はのりこえられるということである。SED第8回党大会(1971年6月)や、とりわけ第11回DDR農民会議<sup>56)</sup>(1972年6月)は、政策内容としては復調のみではなく一層の展開をも含んでいる。但し、テンポについては慎重とみられる。

ホーネッカー時代最初の党大会であり、かつ試練の大会という側面もまぬがれがたい第8回党大会も農業については従来通り、「協業による農業の一層の社会主义的インテンシフ化と工業的生産方法へのその計画的移行」を「基本路線」とした<sup>57)</sup>。

55) *Kooperation*, 1970, H. 1, S. 4.

56) 今回より従来の「ドイツ農民会議」からこのように改称された。

57) „Interview mit Genossen G. Ewald“, *Kooperation*, 1972, H. 1, S. 3./XI. *Bauernkongreß der DDR, überarbeitetes Protokoll*, 1972, S. 41.



同大会への中央委員会報告は次のような方針を示した。「我々の条件の下では協業のみが最も有効な生産になる。そのことを実践が繰返し確認している。しかも2つの次元での協業が肝要である。即ち、一方ではLPG・GPG・VEG(等の農業経営)の間(の協業)と、他方ではKOVにおける社会主義農業経営・加工経営・商業経営の間(の協業)である。むろん、より大規模な、専門化した生産単位の発達や工業的生産方法の導入はきょう明白に解決されうるものではなく、一切の歩みが十分準備され、協同組合の中で審議され、経済的に根拠づけられねばならないところの長期的プロセスである」<sup>58)</sup>。

KOGとKOVが然程の区別なくとも強調されている。大会後のあるインタビューの中でエヴァルトは、垂直協業も「LPG間の協力と全く同様に不可欠」であり、従来の経験を「より強く一般化」するとした<sup>59)</sup>。もっとも、実際にはやはり「全く同様」というわけではないのだが。

尚、ここで用語の変更をしておきたい。KOGはこれまでも時には単に協業体(Kooperation)とも言われた。KOGパールシュテットをKooperation Berstedt(パールシュテット協業体)の如くである。ところが、Kooperation誌でみるとほぼ8党大会の時期からKOGという従来の主たる用語がなくなり(皆無ではない)、協業体と言うようになった。従って、本稿も以下ではKOGを協業体とする<sup>60)</sup>。

さて、8党大会の方針は翌年の第11回農民会議によって発展的に具体化された。

第11回農民会議は、まず、工業的生産方法への移行の内容を従来より一層具

58) Bericht des Zentralkomitees an den VIII. Parteitag der SED, 1971, S. 52. Vgl. Dokumente des VIII. Parteitages der SED, 1971, S. 23. 傍点とカッコ内は引用者。尚、8党大会水準の協業論は、E. Godau, H. Wirsig u. a., „Kooperation und planmäßige Konzentration und Spezialisierung in der Landwirtschaft“, Wirtschaftswissenschaft, 1971, H. 12, S. 1804 ff. がよくまとめている。

59) „Interview……“, a. a. O., S. 5. 傍点一引用者。

60) この変化の理由は我々にははっきりしない。1970年3月制定の„VO über KOG“ (農業は対象外)の言うKOGと区別するため、あるいはその後なされた「KOG登録規定」の廃止に象徴されるKOGの地位の一定の変化の表現、などが推測されうる。

体的に定式化した。これについて詳論することは本稿のテーマではないので、掲げられたメルクマールの要約紹介だけをしておきたい<sup>61)</sup>。次の如くである<sup>62)</sup>。

(1) かつての個別労働局面の機械化ではなく、農業(第一次的生産)から加工までの全体的に調整された機械体系の投入。(2) 大規模専門生産単位の形成。(3) 等質大量生産。(4) 生産物とそのためのテクノロジー(論文④61ページ参照)別に段階的生産を形成し、貯蔵・加工までの個々の生産諸段階を協業(KOV)化する。(5) 科学の最新の成果の適用。(6) 特定労働過程(施肥・防疫・運輸・貯蔵等)の独立専門生産単位化<sup>63)</sup>。(7) 教育的先行の確保<sup>64)</sup>。

この会議でホーネッカーは協業を「協同組合員にとって大規模な専門化した生産諸単位への明確で理解しやすい移行」方法だとした<sup>65)</sup>が、我々にとって問題なのは移行プロセスと到達点の展望内容である。当会議へのエヴァルト報告

61) 会議に先立って1972年1月、グリュエネベルクがあるLPG党書記の質問に答えるという形で8つのメルクマールを定式化している(*Neues Deutschland*の同年1月26日付または*Kooperation*誌同年3月号をみよ)。会議後には同年12月にSED中央委員会付属社会科学研の社会主義政治経済学講座が「社会主義農業における工業的生産への移行——理論的諸問題と実践における諸傾向」と題するシンポジウムを開いた(*Wirtschaftswissenschaften* 1973年6月号をみよ)。なお付言すれば、グリュエネベルクはかつて(1970年)、「特に、第7回党大会によって社会主義農業の化学化と新技術装備の、従来の発展とは質的な点で区別される新たな段階(Etape)が始まった」という時期区分をした。即ち、主にE512や飼料収穫新技術、大型畜産施設の導入であり、1969年には農林業コストのうち対象化された労働の比重は55%になり、農業生産の完全機械化と部分的自動化の初期にあるとした(„Interview mit Genossen G. Grüneberg“, *Einheit*, 1970, H. 9, S. 1133)。

62) *XI. Bauernkongress* ..... , a. a. O., S. 82 f. u. S. 118 ff.

63) これも主に協業組織体として形成されるが、重点たるACZ (Agrochemisches Zentrum, 農業化学センター)は1972年4月には208に達した。それは合計4384人の従業者で、全国農地の約6割をカバーした(*Ebenda*, S. 61)。1971-75五ヶ年計画についての8党大会の指令は、計画期間中にACZ網の建設を完了し、機械化等とあいまって農地haあたりの植物生産を75年までに44デントン(穀物単位)に高めるとした(*Dokumente des VIII. ....*, a. a. O., S. 95)。尚、ACZ形成当初についてはG. Sperling, „ZBE“, *Kooperation*, 1968, H. 5-6, S. 50 ff. をみよ。

64) 農業の工業化にとって技術教育が労働手段の発展とともに決定的に重要であることはいうまでもない。DDR社会主義農業常時従業者のうち技術教育修了者(大学卒からFacharbeiter資格保有者まで)の比重は、1963年の18.1%から1972年には69.4%に向上した(*Statistisches Jahrbuch der DDR* 1973, S. 200より算出)。ちなみに、大学・専門学校出身者は農業全体では4.4%だが、工業化された畜産施設では20%の比重である(*XI. Bauernkongress* ..... , a. a. O., S. 120)。

65) *XI. Bauernkongress* ..... , a. a. O., S. 98 f.

や当会議の決定によれば次のようになる<sup>66)</sup>。

まず協業の単純な諸形態、特に植物生産における技術の共同投入・購入から始まる。この段階も「重要かつ必要」であり、「第1歩の前に第2歩に進むことはできない」。共同投入にも、個別労働局面（例えば穀物収穫）のみを対象とするものから、主要諸作物についての複合的機械体系の共同投入までの巾がある。そこから、比較的単純な協業的植物生産、即ち1つ又は若干の特定作物の共同生産を経て、「徐々に相対的に独立のKAPが発展する」。これらには特定労働過程についての協業組織体の形成が絡まる。論文④でみたように、今日でもKAPにも幾つかの発展段階がある。協業組織体新模範定款（論文⑥参照）を適用するに到ったKAPが、協業的植物生産の最高段階であり、それはKAPというよりも植物生産ZBE / ZGEである。

以上は植物生産に則して述べたが、協業の発展水準は先行すべき植物生産のそれによって明示されるからである。畜産も似たようなプロセスによって、しかし「さしあたりはよりゆっくと」、しかもより強い国家的計画化の下に、集積・専門化する。

そうしたプロセス<sup>67)</sup>を経て更に——ここに第11回農民会議固有の政策水準があるのだが——、「例えばバールシュテット・デーデロウ・ゲルツィッヒ・オ

第1表 大型工業的畜産施設（1971年現在）

	規 模	施 設 数	内 数
乳 牛 施 設	600 頭 以上	61	1000~2000頭のもの9施設
若令牛育成施設	800 〃	64	1000以上が51
牛 肥 育 施 設	1000 〃	30	1500のものが15
豚 肥 育 施 設	3000 〃	65	5000~10000が26と10000以上が5
繁殖豚飼養施設	400 〃	55	800~1000が8と1000以上が3

(注) ほかに、採卵では計620万羽の25施設が国家収納量の33%、ブロイラーは7施設が同20%を生産した。

(出所) XI. Bauernkongress..., a. a. O., S. 60.

66) *Ebenda*, S. 84 u. S. 124 ff. 傍点—引用者。但し、我々が若干補足。

67) 但し、共同投入からすぐにKAPに移った所も多い。

ルタータルその他におけるように、長期にわたる協業的協力の進んだ条件の下では、……植物生産あるいは畜産の、専門化したLPGまたはVEGに発展する、ということが明か(sichtbar)にな」った。かくて、10中総では認知されなかったパールシュテットの突出が、今や、発展の一般的傾向、その到達点として政策的承認を得たわけである<sup>68)</sup>。

この到達点における経営形態(ACZ等ではなく、植物生産・畜産の)について第11回農民会議は、人民所有農業経営も参加している場合には、専門LPG・VEGだけではなく「ZBEも可能」または「ZBEが普通(typisch)」としてるように読みとれる<sup>69)</sup>。しかし、協業組織体新模範定款(案)を解題したR. アルトラや前述(脚注61)のシンポジウムでのK. グロシュフの結語にしても、そもそも新模範定款(第2条)でも、協業組織体(非法人のそれから専門LPGになることもあるので、広義)から専門化した農業経営(LPG又はVEG)へ、であって、協業組織体から専門農業経営またはZBEへ、ではない。

アルトラは「従来の経験から引出される今日の発展局面の原則」の1つとして、「経済的・法的に独立の協業組織体(新模範定款の意味での協業組織体のこと——引用者)は当面の発展の終点では決してない。農民会議(第11回——引用者)における一連の討論の中で述べられたように、例えば植物生産協業組織体(ZGE/ZBE)はその発展の一定時点において専門化したLPGに改造される」ことをあげた<sup>70)</sup>。

グロシュフは「農業における社会経済的基本単位」は何かという問題について、それは「LPG・VEG及びその他の社会主義的農業経営である」とした上で、「工業的生産の諸要求に照応しうるために最近協同組合農民や労働者が

68) エヴァルトはさきのインタビューの時点では、畜産にはこの方針を「展望として」語っていたが、植物生産についてはまだKAPまでしか語らなかった(„Interview mit Genossen G. Ewald“, a. a. O., S. 4.)。

69) XI. Bauernkongress……, a. a. O., S. 84 u. S. 126.

70) R. Arlt u. a., „Der XI. Bauernkongress der DDR und die Vervollkommnung der staatlichen Leitung der Landwirtschaft und des Agrarrechts“, *Staat und Recht*, 1972, H. 8, S. 1252 f. ここで「一連の討論」として注記されたのはF. クレールモント(デーデロウ)とK. トーマ(パールシュテット)の発言である(後述)。

形成した他の諸経営タイプ——あるいは、単なる生産単位も——を、新たなLPGまたは人民所有農業経営がそれを通じて発展するところの過渡形態あるいは副次形態 (Nebenformen) だと評価した<sup>71)</sup>。

ここに言う「他の経営タイプや生産単位」は非法人・法人を含む広義の協業組織体であり、「新たなLPG・VEG」とは専門化・工業化したLPG・VEGである。「過渡形態」はKAPや植物生産ZBE・ZGE、畜産協業組織体 (広義) の場合の位置付けであり、「副次形態」はACZ等の、特定労働過程の分離—集中としての協業組織体の位置付けと解される。後者は「新たなLPG・VEG」間にもなおそれらと並んで (neben) 存続するだろうからである。

我々の知る事例の中で一度はKAPを植物生産ZBEとしたオルラータルもすぐに植物生産LPGとした (後述)。

ともあれ、人民所有と協同組合所有のからみあいをどのように処理するかが1つの問題である。現在の政策では、両者の混合としてのZBEそのものに協同組合所有止揚のための独自の意義をみるのではなく、ZGEが新たなLPGに移行するのと同様にZBEもVEGまたは新たなタイプのLPGへの過渡形態となっている<sup>72)</sup>。ただ、いかなる場合も人民所有財産の拡大再生産が義務づけられている (持分制的に)。

## VI

かつて経営間部門交換を主とした農業生産の集積・専門化は、その後協業的

71) W. Reibetanz u. a., „Der Übergang zu industriemäßiger Produktion in der sozialistischen Landwirtschaft“, *Wirtschaftswissenschaft*, 1973, H. 6, S. 911 f. 「基本単位」についてのこうした評価は、「LPG・VEGが社会主義農業経営の基本形態であるし、ありつづける」という最近 (第5回中央RLN会議) の再確認 (*Kooperation*, 1973, H. 8, S. 383) もあわせて考えれば、協業組織体の「法的・経済的独立性」は、たとえ新模範定款のそれであっても、やはり「相対的」つまり部分的または大部分的な独立性とみるべきであろう。

72) なお、H. デーリンクによれば、協業組織体 (広義と思われる) のうち、植物生産では協同組合間のそれがほぼ70%を占めるが、畜産やACZ等では人民所有の参加比重が高くなるという (H. Galow u. a., „Fragen des neuen Musterstatuts für kooperative Einrichtungen der Landwirtschaft und Nahrungsgüterwirtschaft“, *Staat und Recht*, 1973, H. 2, S. 283t.)。

生産方式を主要手段とするにいたり、今や、わずかながらも先進的実践例をふまえて、協業的生産単位はその発展の末に、専門化し工業的に生産する新しいタイプのLPG・VEGとして完全に独立経営化することが明かになった。そこでは既存のLPG・VEGは生産部門別に完全に解体一統合される。

「農業における生産諸力の急速な発展は、客観的合法性として生産の集積と専門化にいたる。工業的生産方法の徐々の導入にともなって、伝来の生産方法だけではなく、伝来の経営の、および経営間の、生産組織と生産構造も新たな方法と形態、構造によって解体される」のであり「そこから、農業内部においても食品業との連関においても、生産の社会化程度の質的飛躍が生ずる」<sup>73)</sup>。アルトらは「それによって農業という分野でも社会主义社会秩序はそれ固有の基礎上に発展する」<sup>74)</sup>と位置付けた。

到達点たる新たなタイプのLPGについての一般的形態規定は、模範定款の形ではむろんのこと、当面の経験総括としてもまだ存在しない。協業組織体新模範定款が示す生産関係的到達水準(論文⑥参照)をひきつぎ一層展開したものととなり、かつてのLPGに色濃かったアウトルキー性を解体して完全に分業諸環化するであろうことは明かである。しかし、この新しいタイプがどの程度まで人民所有水準に接近しているのか、我々には個別事例の形でもまだ十分には知りえない。のみならず、協業組織体のこうした独立経営への移行に伴って生じうる諸問題(例えば、既存経営間の資産交換)の解決方法の事例もまだ知りえない。生産構造その他についての若干の事例を知るのみである。ただDDR国家・法科学研究評議会農業法作業部会の第5回審議会(1972年10月)の次のような審議模様から、論点の一端を知ることができる<sup>75)</sup>。

(1) 生産の社会化水準が高度化するので、この経営が計るべき諸利害は、ますます経営諸機関のみによっては代表されえず、「ここでは国家的管理が決定的に有効にならねばならない」。(2) この経営の従業者の労働関係が労働法上

73) R. Arlt u. a., a. a. O., S. 1254. 傍点一引用者。

74) *Ebenda*.

75) H. Galow u. a., a. a. O., S. 284f.

の諸規定に応じて形成されることになることは明かだが、「その場合に組合員資格関係が問題とされるべきか、それとも一般的に労働法関係なのかということはまだ未解決である」。(3) 従業者のうちの従来協同組合員でなかった者について新たに組合員資格関係を設定することはない。(4) この経営の従業者総会の、従来のLPG模範定款の意味での組合員総会と協業組織体新模範定款の意味での従業員総会とに対する異同も今後の研究課題であるが、「両者のうちではその権限は本質的には協業組織体従業員総会のそれにのっとるべきであろう」。(5) 「同じことが所有から生ずる権限にもあてはまり、しかもそれは内容上人民所有から生ずるそれにさらに一層接近する」。

さて、政策的にはこうした展望まで確認されたが、全国的な平均的実践水準がどこに位置しているのかを是非知りたいところである。しかし、正確な統計数値としては発表されていない。統計年鑑にZGE数が公表されているが、それはこうした水準測定には役立たない。「1965年以来発展した」協業的結合により、「今日DDRでは……何らの方法でも協業していないLPG・VEGはもはや存在しない」<sup>76)</sup>。とはいえ、単純協業の域を出ない場合も少なくないようであり、KAP化がかなり進んだという段階だと思われる。

ところで、第11回農民会議で提案され、翌年1月発効した協業組織体新模範定款についての決定(1972年11月)はKOG登録規定も廃止した。従って、もはや協業体が全体として一括法人化することはなく、法人化しうるのは個々の協業組織体である。他方、最近(特に1973年5月のSED9中総以後)協業評議会の役割——それは協業体的結集の表現である——を強調するキャンペーンがはられた<sup>77)</sup>。

協業評議会をふりかえれば、当初からKOGの機関であったのではなく、同一協業地域内でいくつかの協業関係に1つの協業評議会の場合も、個々の協業

76) V. Klemm, „Zwanzig Jahre sozialistische Umgestaltung der Landwirtschaft in der DDR“, *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 1972, Teil II, S. 126.

77) Vgl. G. Ewald, „Nächster Entwicklungsabschnitt stellt höhere Anforderungen“ (von der 5. Tagung des RLN der DDR), *Kooperation*, 1973, H. 8, S. 383.

関係毎に評議会を設ける場合もあった(論文①参照)。そして後者がより原始的である。しかし、協業諸関係を一貫性と釣合をもって多面的に発展させるために単一協業評議会制度が一般に承認されてKOG論の確立となり、先進KOGはKOGとして法人化するまでにいたった(論文②参照)。協業評議会は色々な協業関係の統一的管理者・組織者であり、農業経営のKOGとしての地域別一体化(共同の計画化・管理単位化)がはかられた(論文②/同③57ページ/同⑥参照)。ところが協業関係の多面化・深化は協業的生産にまでいたり、協業評議会による統一的直接管理は限界に達した。各協業組織責任者の単独管理の強化、従って参加経営の統制の弱화가懸念されたのである。そこで、すでにふれたように、協業組織別にも評議会が形成された<sup>78)</sup>。KOG参加経営は協業評議会と個別評議会の双方によって統制し、協業評議会の機能はその一部が個別評議会に分権されたわけである。

協業評議会に則して言えば分散→集権→分権というこの推転の内実は、単純協業の成立・多面化から協業的生産による分業関係の成立・拡大への発展であり、この分離—集中プロセスが協同組合形態、協同組合的所有者意識に適応しつつ進行したといえる。が、同時に、分離—集中の進行が協同組合的所有者意識のいわば社会化を促進する。

各協業組織体は独自の集団的管理機関を得た。しかし、それは同時に参加経営の共同統制機関であり、従業者の二重身分とあいまって、二元性は克服されない。従って、条件(端的には、既存協同組合員意識を協業組織体従業者意識が凌駕すること)が整うにしたがい、協業組織体の、独自フォンドの形成にまでいたる再生産様式の発展—自立化(論文④71~76ページ参照)、さらにはその独立経営化が進行する。

協業評議会は今日一般には協業体の総合的審議・コーディネーション機関とされる。法人化することはないとしても、また協業的生産の独立化が進んでも、協業体的結集はなお重要な役割を果しており、協業評議会がその体制的保障で

78) 個々の事例では例外もあるようだが、この方式が主流である。



あることにはかわりはない。協業体的結集の必要性は、農業経営間の直接的協業・分業関連が協業体枠をはみだしつつあるとはいえ、なお主要には協業体内のそれであるという生産過程的連関の調整だけによるのではない。その連関の深化に伴って解決されるべき幾多の社会経済的問題が存在する。後述先進事例からも読みとられるところであるが、上述キャンペーンの一翼を担ったキューリンク協業体の協業評議会の主要課題は次の通りである<sup>79)</sup>。

- ・LPGと協業部の計画調整
- ・KAPからLPG・共同乳牛施設への飼料供給の確保
- ・LPGと協業部の協定価格の形成
- ・適切な蓄積率の形成
- ・統一プレミアム化
- ・LPGと共同乳牛施設での畜産労働の統一ノルマ形成
- ・LPG・協業部の文化・社会ファンド形成の統一基準
- ・LPG・協業部における投資・リザーブファンドの使用上の諸問題
- ・労働・生活諸条件の改善、技能資格向上
- ・社会主義競争

当協業体はローシュトック県バト・ドベラン郡にあり、約1000人・8000haと、相当大きい。69年以来KAP化し、71年10月には2000ストールの共同乳牛施設も完成した。この両協業部に各々評議会（植物生産評議会・ミルク生産評議会）がある。

協業評議会の具体的課題は、むしろ、水平・垂直両面での協業・分業水準に規定されて多様であり、発展諸段階が存在する。

第11回農民会議の協業政策のいま1つの重要点は、オルラータル等の経験をふまえて同会議で提案され<sup>80)</sup>、1972年6月10日に発令された「LPG・GPG・

79) K. Wölm u. a., „Kooperationsrat bewährt sich als Organ unserer kooperierenden LPG“, *Kooperation*, 1973, H. 9, S. 401 ff.

80) *XI. Bauernkongress ...*, a. a. O., S. 85 u. S. 126 f.

VEG およびそれらの協業組織体の共同ファンドの形成と使用についての方針」である(論文⑥参照)。従来の共同投資の主要方式は個々の企画へのパートナーの直接的参加であるが、より進んだ段階でとられる共同ファンド方式は多目的な資金プールであり、長期投資政策にもとづく共同運用が容易である。この方針では共同ファンドを不可分ファンドとして形成することが承認された。

共同不可分ファンドは協業関係の展開による農業経営の社会化水準の一層の高度化である。第11回農民会議は共同ファンドの設定レベルを主にゲマインデ連合(概ね協業体に対応)規模と考えたようである<sup>81)</sup>が、郡レベルまで引上げることが必要であるし、可能だという見解もすでに出されている<sup>82)</sup>。尚、共同ファンドを垂直的に形成することもできる。

ところで、KOVは1971年に全国で265に達した<sup>83)</sup>。第11回農民会議は、むしろ、垂直協業の意義の増大を指摘しているし、協業組織体新模範定款にKOVを法制化する(第7章)という成果を示したが、特に目立った新たな政策的達成はなかった。新模範定款におけるKOV規定は「KOVの法的形成のための法律的枠組が設定されたにすぎない」<sup>84)</sup>。

しかし最近、今後の新たな政策展開となるかもしれない幾つかの問題が提起されている。特に次の諸点に注目しておきたい。

第1に、「将来には……管理・コーディネーション連合としてのKOVと……独自の経済活動をするKOVとを区別することが必要である」<sup>85)</sup>という。事情が詳らかでないが、後者はハレ・ザーレ果物KOV(論文③脚注65)のような場合であろうか。第2に、KOV諸機関に「より大きな義務と権利を与え、諸

81) R. Verbovsky u. a., „Notwendigkeit der Bildung und die Verwendung eigener Fonds in kooperativen Einrichtungen“, *Kooperation*, 1973, H. 1, S. 17.

82) H. Galow u. a., *a. a. O.*, S. 284.

83) J. Gruner u. a., „Erfahrungen über den Aufbau und die Leitung von Kooperationsverbänden“, *Kooperation*, 1971, H. 9, S. 17. 最新の全国KOV数は我々には不明だが、エムフルト県では1973年初めに50KOVが存在した(„Zu Fragen der Organisation der Leitung von Kooperationsverbänden“, *Kooperation*, 1973, H. 4, S. 174).

84) H. Galow u. a., *a. a. O.*, S. 284.

85) *Ebenda*.

経営に対するそれらの勧告や決定——社会的利益実現のための共同の意志表示および意思決定としての——により大きな拘束力を与えること<sup>86)</sup>が必要だという。第3に、国家的管理過程におけるKOVの地位の明確化<sup>87)</sup>である。特に、県レベルでの複合的管理の改善が問題とされる。第4に、再び「水平協業と垂直協業の一体性」、垂直協業の集積・専門化手段としての側面を強調する論調がある<sup>88)</sup>。今こうした側面を強調面とすることが妥当かどうかはともかく、いづれまたKOVと協業体の関係のさらなる整備が問題となるのではないかと思われる。

## VII

最後に、専門農業経営を形成した最先進協業体として、パールシュテット・デーデロウ・オルラータルの若干の状況を紹介しておきたい。

パールシュテット協業体<sup>89)</sup>は、もともと「過渡的解決」として「経済的に独立で、自ら計画・決算する組織体」たるKAPを1968年に発足させたが、同年各組合員総会で、「協業的植物生産を法的に独立の単位に発展させ、畜産の部門別管理に移行するという決定」がなされ、1969年1月1日以来第2表のような構成になった(論文①59～65ページ、特に第13表に対比)。

植物生産の労働組織(論文④61～64ページ参照)は、ここではKAP時代にはまだ地域別ブリガードにとどまり、複合技術投入の障碍であるとともに、「ブリガード・エゴイズム」の温存要因になっていたという。植物生産LPGへの

86) „Zu Fragen .....“, *a. a. O.*, S. 172.

87) *Ebenda*, S. 173.

88) J. Gruner u. a., „Die Entwicklung unserer Kooperationsverbände verantwortungsvoll weiterführen“, *Kooperation*, 1973, H. 1, S. 29 f.

89) 以下当協業体については従来利用の文献の一部と、第11回農民会議でのエヴァルト報告(XI. Bauernkongress .....), *a. a. O.*, S. 125 f.)とパールシュテットミルク生産LPG議長K. トーマの発言(*ebenda*, S. 186 ff.), ヲイパツハエーデルハウゼン植物生産LPG議長P. フィンダイスの文書発言(*ebenda*, S. 396 ff.), 及びP. Findeis u. a., „LPG Pflanzenproduktion Vipachedelhausen: Fragen der effektiven Gestaltung des Reproduktionsprozesses“, *Kooperation*, 1973, H. 2, S. 63 ff. による。

第2表 パールシュテット協業体の構成

フィッパッハーデルハウゼン 植物生産LPG	農地4228ha・459人 工業的方法による植物生産*
パールシュテットミルク生産 LPG	ミルク(1972年見込年産1.36万トン)と牛肉の生産 210人の労働者と協同組員 保有乳牛3350頭
ホテルシュテット卵生産 LPG	78人 10.8万羽の採卵鶏(年産2050万個)と3000羽のキジ
ノイマルク豚肥育VEG	94人の労働者と組員 1.82万頭 年産(1972年見込) 42700デントンの豚肉

\* リザーブ活用のため950頭の羊も飼養

(注) 数値は XI. Bauernkongreß..., a. a. O., S. 186 f. u. S. 126 による。

移行後に3レベル構成となり、2領域(ここでは部と名付け、地域別のような)に分け、各々に同じ構成をとる2つの労働種類別ブリガードをつくった。

労働種類別ブリガード編成は、1972年からエルフルト組織・計算センターの電算機を使うようになって労働種類別決算が容易になったことにも支えられている。

最近、野菜の採種を中心とした領域をつくり、一部生産物別領域となった(部としてはほかに、1973年稼働の1700haのスプリンクラーの運用も担当する土地改良部、補修建設部、会計部がある)。

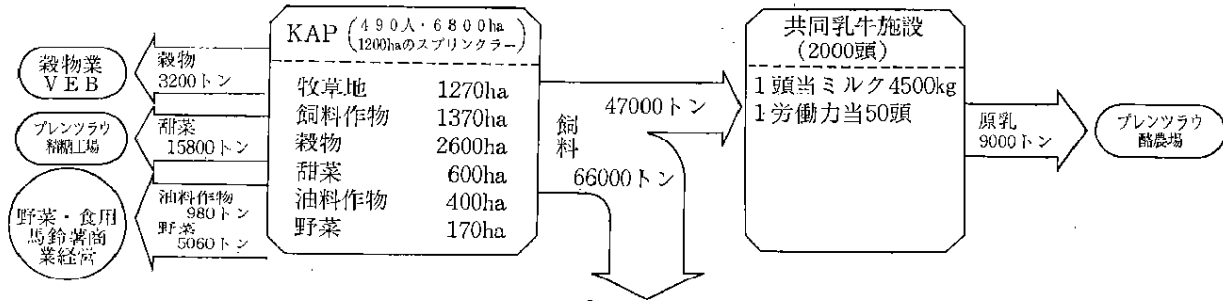
ミルク生産LPGは2000ストールの、豚肥育VEGは12000頭規模の工業的施設をもっている。養鶏施設もむろん工業化されている。

尚、サイロは植物生産LPGに属している。

専門経営への移行に際しては既存経営間の労働力移動が必要であり、各組員ないし労働者にとって移動後も旧来の諸権利が確保されねばならない。そのために協業体全体に統一の経営規則がつくられた(但し、各経営の生産的特殊性による若干の差異はある)。

ここでも協業体としての共同ファンドが形成されている(「協業体中央ファンド」)が、これの主な目的は、現行価格体系の欠陥から生ずる協業体内経営間収

第2図 デーデロウ協業体 (1971年)



LPGファルケンハーゲン	雌牛500頭 / 豚肥育2000dt
LPGギュストウ	雌牛280頭 / 繁殖豚250頭(育種)
LPGクリンコウ	雌牛220頭 / 豚肥育5000dt
VEGホルツェンドルフ	子牛1400頭 (12ヶ月まで)
共同若令牛育成部	若令雌牛1400頭
LPGシェーンヴェルダー	雄牛600頭(肥育)/豚肥育3500dt
LPGツェルニーコウ	雄牛350頭(肥育)/豚肥育1000dt
LPGシュタインフルト	豚肥育1000dt
LPGデーデロウ	繁殖豚700頭

(出所) „Unser Weg zur industriemäßigen Produktion“, *Kooperation*, 1971, H. 9, S. 24f.

益性格差を是正する平準化ファンドとしての機能であり、各経営が払うべき「経済的に根拠のある税」のうち年間総所得を基準とする部分がここから統一的に払われる。「経済的に根拠のある税」のうち、蓄積率の向上を刺激するために労働力あたり消費部分額にかけられる税は各経営が支払う。

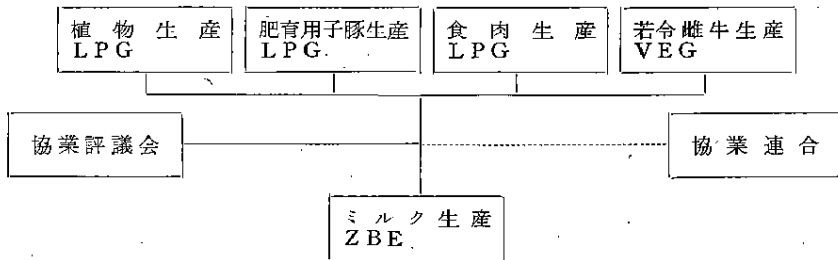
現行国定価格体系は既存農業経営構造を想定しているために専門経営の再生産にみあっていないといわれ、しかもその協業体内協定価格による是正には限界があるといわれる。

尚、この中央ファンドは収量異常への対策としてのリザーブファンドの機能も兼ねているが、共同投資機能がどうなのか不明である。

KAPの事例として論文④でとりあげた(56ページその他)デーデロウ協業体<sup>90)</sup>は、1971年には第2図の如き生産構造となっていた。当時すでに、飲用ミルクKOVと肉豚KOV、野菜KOVに入っていた。

そして第11回農民会議において、KAPデーデロウ責任者 F. クレールモントは、パールシュテットの実践経験を納得して、1972年1月植物生産LPGに移行した、と報告した。続いて畜産の再編がなされ、今日第3図のような経営構成となった。

第3図 デーデロウ協業体 (1973年)



(ミルク生産評議会)

(出所) M. Jähne u. a., a. a. O., S. 493. 但し、ミルク生産 ZBE の内部構成を略。

90) 以下当協業体については、論文④脚注43の文献の一部と、M. Jähne u. a., „ZBE Milchproduktion Dedelow: Wie wir unsere Leitungsarbeit organisieren“, *Kooperation*, 1973, H. 11, S. 492 ff. による。

みられるように、ここではミルク生産はまだZBEである。これは乳牛飼養における分業的連関の特別の緊密さへの配慮によると思われる。

第11回農民会議において専門LPGの形成を明かにしたいま1つの協業体オルラータルは、ゲラ県ペスネック郡にある<sup>91)</sup>。ここも早くから成立した先進KOGである。

ここでの協業関係の展開を簡単にふりかえれば、1964年に単純協業を開始し、1966年に地域発展構想の作成にいたった。しかし、この間の生産的協力は経営間作付作物交換とコンバインのみの共同投入、新技術購入の調整にすぎなかった。その後、900haのスプリンクラーをはじめとする共同土地改良事業に着手し、コンバイン作物の耕作・収穫・収穫関連作業を共同化し、ACZをつくるなどした。同時に隣接KOGと共同で植物生産の工業化モデルを作成し、両KOGが合流して、植物生産・畜産の専門化した近代経営の形成を構想した。

こうした経験の上で1969年1月にKAPオルラータルが発足した。当協業体は、当初タイプI・II・III混合の10数LPG(同じ資料で12とも15ともいう)・計5200ha・約1300人であったが、隣接KOGとの合流(但し、隣接KOG内の一部の経営は他のKOGへ移ったようである)と一部経営の合併(経営数の変動からの推定)を経て、第11回農民会議時点では10LPG・1VEGから成り、約8000haの農地となった(KAPは約750人)。

KAPオルラータル責任者R.ムンツェルトは第11回農民会議で、専門LPGの形成という発展方向を支持し、「我々のところでも集積と専門化の新たな一歩を実行しうる時が成熟した」との判断を示した。この時すでに当協業体の多くの会議で「植物生産・牛生産・豚生産に専門化したLPGの結成が確認さ

91) オルラータル協業体は、*Protokoll des VII. Parteitages der SED*, 1967, Bd. III, S. 432 ff./G. Kaulitzki u. a., „Kooperationsgemeinschaften Orlatal und Wilhelmsdorf: Industriemäßige Pflanzenproduktion — Ziel und Weg“, *Kooperation*, 1968, H. 9, S. 15 ff./XI. Bauernkongreß ....., a. a. O., S. 300 ff./R. Munzert u. a., „Intensivierung der Pflanzenproduktion wird zielstrebig geleitet“, *Kooperation*, 1973, H. 1, S. 23 ff./R. Munzert u. a., „Orlataler Erfahrungen zur Bildung und Verwendung eigener und gemeinsamer Fonds .....,“, *Kooperation*, 1973, H. 9, S. 396 ff. による。

れ」ていたというが、実際にはいま一段階ふまれた。すなわち、1972年8月1日からKAPを植物生産ZBEに発展させ、その上で短期間に植物生産LPGに移行した。

前述のように、当協業体は共同ファンド形成の典型例である。1969年よりこれを形成し、各経営および協業組織体が得た資金的成果は各々の独自ファンドとそれら共同のファンドに繰入れられる。共同ファンドへの繰入れは協業評議会がつくる計画値（各組員総会・VEG長の決定を要す）にもとづくが、具体的な算出方法は不明である。ただ、各経営・協業組織体にとってのさしあたっての余剰資金の集中ということが基本的な考え方である。

この共同ファンドは平準化ファンドの機能はなく、共同ファンドの本来的目的たる共同投資が主目的である。従って、対国家義務は個別に果される。

共同ファンドは、第3表の如く、投資ファンド・リザーブファンド・ゲマインデ連合ファンドから成り、最後のものは当然ゲマインデ連合が運用するが、前二者についての業務はKAP/植物生産LPGが担当する。

共同投資ファンドは、全国的重点にあわせて、主に土地改良と貯蔵体制整備に投入されてきた。これによって植物生産の基本手段投資は100%、畜産のそれは70%まで自己金融されるにいたった（第5表参照）。

第3表 オルラター共同ファンドへの繰入れ (1000マルク)

		KAP/植物 生産LPG	畜産協業組 織体と同参 加経営	その他のパ ートナー	合 計
共同投資 ファンド	69年	—	1317.6	853.9	2171.5
	72年	458.4	756.6	278.5	1493.5
共同リザー ブファンド	69年	771.9	—	478.1	1250.0
	72年	100.0	290.0	—	390.0
ゲマインデ 連合ファンド	69年	107.0	67.0	40.0	214.0
	72年	484.0	319.0	147.0	950.0

(出所) R. Munzert u. a., „Orlataler...“, a. a. O., S. 398.



第4表 KAP/植物生産LPGオルラータ  
ルの独自ファンドへの繰入れ  
(1000マルク)

	1969年	1972年
文化・社会ファンド	132.2	126.0
プレミアムファンド	251.7	177.5
リザーブファンド	843.6	—
経常手段ファンド	—	496.5
投資ファンド	3178.5	3538.8
減価償却金より	1306.9	1713.7
利 潤 よ り	1871.6	1825.1

(出所) 第3表に同じ。

第5表 オルラータル共同フォ  
ンド参加経営の基本手  
段金融 (%)

	クレジット	自己手段
1969年	50	50
1970	41	59
1971	40	60
1972	18	82

(出所) 第3表に同じ。S. 399.

順調な成果の中で参加経営が他にも広がった(2LPG)というし、今後は畜産にふりむけ、10万頭規模の豚肥育施設と2000ストールの乳牛施設の建設を計画している。

ゲマインデ連合共同ファンドは労働・生活条件の改善に用いられる。例えば商業サービス組織体、住宅、文化・スポーツ施設等であり、学校・道路にも投入された。リザーブファンドは主に労働者・組合員の所得の安定化に用いられる。

尚、当協業体では協業評議会の任務を、(1) 植物生産と畜産の釣合の確保、(2) 諸ファンドの集中と運用、(3) リスクファンドの形成・使用、(4) 消費における諸釣合の確保、(5) 協業体として統一的な労働・生活条件の発展、(6) ゲマインデ連合等との結合、としている。

さて、以上のような高度な専門化が諸KOVにおける垂直的調整や共同投資等を伴っていることはいうまでもない。また逆に、専門化の進展によって、KOV的結合が高度化する。ますます経営間の縦横のコーディネーションが要請され、国家的管理の高度化ともなる。

## おわりに

相当に複雑な経過であったし、今後もおかなりの期間を要するだろうと推測されるが、多様な協業諸関係の展開によって、様々な立遅れをもち、アウトキー性の強かった農業経営が近代的専門経営に再編されはじめた。

諸経営の分業諸環化の進行が新たな水準の経営間協業でもあることはいうまでもない。それは工業における協業水準にほど近いものとなろう<sup>92)</sup>。

我々としては今後、国際比較（アジアを含めて）をはかり、新たなタイプのLPGがいかなる一般的形象となり、それはどのような経営間協業体系に組込まれるかに注目しつつ、発達した工業国における社会主義農業という視点のもとに過程を対自化せねばならないと考えている。その際には、農業の明日を示すはずの工業における経営間関係の総括をふまえることも重要であろう。後日を期したい。

〔付記〕 本稿は少々前に別の形で記したものをこのようにまとめなおした。進行中の事態ゆえに、その後を得た資料によって補正すべきだが、都合で果せなかったことをお断りしたい。ただ、*Neues Deutschland* の今年（1974年）8月21日付によると、現在KAPは1173で、全国農地の70%に達したとされている（S. 1）ことだけ補足しておきたい。全国農地は1972年に629万haであり、以後も大きな変動はないと思われるのでKAPの平均規模は4000ha前後と推定される。（1974. 9. 5.）

92) Vgl. R. Hähnert u. a., „Einige Grundfragen der Weiterentwicklung des sozialistischen Agrarrechts nach dem VIII. Parteitag der SED“, *Wiss. Z. Karl-Marx-Univ. Leipzig, Ges.- und Sprachwiss. R.*, 1972, H. 5, S. 468.